

令和4年度

新興国市場開拓等事業委託費

(メキシコにおける高度外国人材と日本企業・日系企業との

マッチング強化事業)

企画競争募集要領

令和5年2月

経済産業省

令和4年度「新興国市場開拓等事業委託費（メキシコにおける高度外国人材と日本企業・日系企業とのマッチング強化事業）」に係る企画競争募集要領

令和5年 2月14日
経済産業省
貿易経済協力局
技術・人材協力課

経済産業省では、新興国市場開拓等事業委託費（メキシコにおける高度外国人材と日本企業・日系企業とのマッチング強化事業）を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 定義

本要領で用いる用語を以下のとおり定義します。

- ・ 「高度外国人材」とは、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、「高度専門職」又は「技術・人文知識・国際業務」を取得する知識や能力を有する外国人材をいう。
- ・ 「現地大学生等」とは、海外の高等教育機関に在学している者又は卒業した者（ただし、日本国籍を有する者は除く。）をいう。
- ・ 「日本企業」とは、日本国内に法人格を有し、日本資本が50%超であるものをいう。
- ・ 「日系企業」とは、海外に所在する企業・団体であって、「日本企業」又は日本人（日本国籍を有する者）からの出資が50%超であるものをいう。なお、所在国の外資規制等により外資比率が50%以上の企業の参入が禁止されている業種や地域の現地日系企業については、個別に該非を判断する。

2. 事業目的

日本企業が日本国内の労働力人口減や経済のグローバル化の進展、技術革新の進展などのビジネス環境の変化に対応し、国際競争力を維持・強化していくためには、高度な技能や知識を有する外国人材の能力の活用が不可欠です。

本事業では、中南米地域において進出日本企業数が一番多いメキシコでジョブフェアを開催し、日本企業や海外の日系企業による高度外国人材の獲得支援を行います。これにより、海外ビジネス及びインバウンドビジネスの円滑化やイノベーションの創発等を実現し、自社の競争力を強化することで、日本経済全体が活性化することを目指します。

3. ジョブフェア参加対象企業

本事業に基づくジョブフェアに参加できるのは、イノベーションや新製品・サービ

ス開発、事業の海外展開等の戦力として高度外国人材の採用を希望する日本企業又は日系企業です。

4. 事業内容

上記「2. 事業目的」を達成するため、以下の事業を実施します。なお、本事業は経済産業省（以下、甲とする）と協議の上で実施するものとします。

（1）ジョブフェア（合同就職説明会）の開催

- ・ メキシコにおいて1回、現地及び中南米地域の大学生等を対象としたジョブフェア（合同就職説明会）を実施する。
- ・ 申請者（以下、乙とする）が日本企業及び日系企業の人材ニーズを踏まえてターゲットとするべき人材像を明確にした上で、当該人材を効果的に獲得しうると考えられる都市を提案し、甲と協議の上で決定する。
- ・ 合同就職説明会開催に先立ち、日本企業・中南米地域の大学生等双方に対する告知を行う（例. 企業向けのイベント PR ページの作成等）。
- ・ 実施に当たり、就職機会の提供以外に、ジョブフェア参加者の一助となるような付加価値を提供し、便益の最大化を図る。（以下 A~F は付加価値の例示であるが、乙による提案はこの内容に拘束されるものではない。）
 - A. 日本企業や日系企業が独自に採用活動を行う場合の一助となるような現地大学当局、大学教授等や現地産業団体、商工会議所との交流会
 - B. 現地大学生等に対し、日本企業や日系企業へ就労することのメリットや日本国内での生活環境に関する情報提供を目的とした啓発セミナー
 - C. DX の推進にあたって必要となる企業の行動変容や、その実現に必要なアプローチや人材など、参加企業の関心の高いテーマに関連する啓発セミナーや成功事例の紹介
 - D. 日本企業又は日系企業が求める高度外国人材の専攻分野や能力の分析及びその可視化や、将来的に日本企業又は日系企業が必要とすると考えられる分野（例：EV や IT）の分析及び周知
 - E. すでに協業やインターンシップの実施を考えている日本・日系企業が存在するのであれば合同説明会の前に現地へ訪問し、現地政府、大学関係者、現地協業関係者との打ち合わせの機会を提供する。
- ・ 開催場所や開催方法については各国の習慣、卒業時期等を考慮し、甲と協議しながら決定し、大学等の施設の有効利用やオンライン会議システムの活用等により、現地大学生等が参加しやすい環境を整備することとする。
- ・ 本事業（年間）を通じて、のべ500名以上の参加者、のべ100社程度以上の企業の参加を目指すものとする。
- ・ 開催にあたっては、より多くの現地大学生等及び企業の参加を確保するために、経済団体、業界団体等を通じ広く開催を周知するとともに、乙独自のノウハウ、

ネットワークを活用し、高度外国人材採用に関してニーズのある企業群を特定・確保してアプローチするものとする。

(2) 内定・入社の円滑化に向けた参加企業及び参加学生等への情報提供

- ・ 必要に応じて日本企業や日系企業に対する事前説明会を開催し（オンライン開催可）、ジョブフェアへの参加企業を募るために事業内容等を広く周知する。
- ・ 必要に応じてジョブフェアへの参加が決定した日本企業及び日系企業を対象に事前ガイダンスを開催し（オンライン開催可）、ジョブフェアへの参加に当たり、現地文化・生活や雇用慣行、規制、雇用までの手続等の必要な情報等をきめ細かく伝える。
- ・ 必要に応じて現地大学生等に対して、ジョブフェアの内容、日本文化及び雇用慣行等の参考情報を広く周知するとともに（オンライン開催可）、SNS等を活用して広く開催を告知し、参加者を募集する。
- ・ 乙独自のノウハウを活用し、事前説明会、事前ガイダンス及び現地説明会の満足度を高める取組を実施すること。（例えば、各地の関係団体、中小企業支援機関等と連携、実際に高度外国人材を採用している中堅・中小企業者や日本での就労経験のある高度外国人材の経験談・アドバイス等の講演、参加者間での交流の場の設置等）
- ・ 乙独自のノウハウを活用し、参加企業の内定・採用率を高める取組を実施すること。（例えば、参加企業の既存の自社PR動画を参加登録学生に事前に提供する等）
- ・ ジョブフェア終了後、日本企業又は日系企業での就労が内定した現地大学生等の入社までの手続や、入社後の定着に向けた環境整備について、必要に応じ「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」の支援を得るべく連携する。

(3) 参加者に対するアンケート及び追跡調査

- ・ ジョブフェアに参加した企業及び現地大学生等に対してアンケート調査を行い、企業や現地大学生等の内定・採用・定着に関する要望等を収集。
- ・ 収集した参加者の氏名、連絡先、属性等情報の電子化とヒアリング結果も踏まえた分析を行い甲に報告するとともに、次年度以降のジョブフェアの開催ニーズや、事業実施にあたっての課題を提言として取りまとめる。
- ・ 契約期間の終盤に参加者に対する追跡調査を実施し、ジョブフェア終了後の最終的な採用状況を整理し甲に報告。

5. 事業実施期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

6. 応募資格

- 本事業の対象となる申請者は、次に掲げる要件を満たす事業者とします。
 - ①日本に拠点を有していること。

- ②本事業を的確に遂行するに足る組織・人員等を有していること。
 - ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
 - ④予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しないものであること。
 - ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ※コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事者を決めるとともに、幹事者が企画提案書を提出して下さい。(ただし、幹事者が業務の全てを他の事業者にも再委託することはできません。)

7. 契約の要件

(1) 契約形態： 委託契約

(2) 採択件数： 1件

(3) 予算規模： 上限15,000,000円

※最終的な契約金額・実施内容等は、経済産業省と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入： 事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入

※電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入してください。
※事業の進捗等に応じ、参考資料の提出を求められることがあります。

(5) 委託金の支払時期： 原則、事業終了後に精算払（概ね令和6年4月下旬頃の支払）

※事業終了前の支払い（概算払）は財務省への協議事項とされていることから、財務省の承認が前提となることをご了承ください。

(6) 支払額の確定方法： 原則、現地調査を行った上で支払額を確定

※事業終了後に事業者より提出された実績報告書に基づき、原則として令和6年4月10日頃までに事業者の主たる事務所の所在地にて現地調査を行った上で、支払額を確定します。

※支払確定額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

8. 応募手続

(1) 募集期間

- 募集開始日： 令和5年2月14日（火曜日）
- 締切日時： 平成5年3月6日（月曜日）12：00必着

(2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、12. 問い合わせへ連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を下記期限までに登録してください。「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

- 開催日時： 第1回 令和5年2月17日（金曜日）11:30-12:00
第2回 令和5年2月20日（月曜日）11:30-12:00

※第1回、第2回ともに、事務局から募集概要等を説明し、質疑応答が終了次第、説明会は終了となります。

【説明会登録期限】

- 第1回説明会： 令和5年2月16日（木）18：00
- 第2回説明会： 令和5年2月17日（金）18：00

(3) 応募書類

- 以下の書類を（4）により提出してください。
 - 申請書（様式1）＜1部＞（コンソーシアム形式での応募の場合、幹事者で作成し提出してください）
 - 企画提案書（様式2）＜1部＞
 - 申請者概要（様式3）及び直近1年分の財務諸表＜1部＞（コンソーシアム形式での応募の場合、全ての構成員について提出してください）
 - その他参考資料（必要に応じ）＜1部＞

※上記書類のうち、パンフレットや冊子についても部数を1部としてください。

- 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、

予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

- 応募書類はメールにより 13. 記載の E-mail アドレスに提出してください。その際メールの件名を「★重要★令和4年度新興国市場開拓等事業委託費（高度外国人材と日本企業・日系企業とのマッチング強化事業）申請書」としてください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

9. 審査・採択について

(1) 審査方法

- 採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行った上で決定します。
- なお、応募締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。この際、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査基準及び配点

- 次に掲げる審査基準及び配点に基づき、総合的な評価を行います。ただし、審査基準①及び②を満たしていない事業者については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

①申請者が上記6. の応募資格を満たしているか。

②提案内容が、上記2. 本事業の目的及び4. 事業内容に合致し、かつ具体的に説明されているか。(配点 10点)

③事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。(配点 15点)

④事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。(配点 20点)

⑤本事業の関連分野に関する知見を有しているか。(配点 10点)

⑥本事業を遂行するための適切な実施・管理体制はとられているか。
(配点 15点)

⑦必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
(配点 20点)

⑧危機管理体制（事故・災害時の連絡・支援等）が整っているか。(配点 10点)

(3) 採択結果の決定及び通知

- 採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

10. 契約について

- 採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額等に変更が生じる可能性があります。
- 契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください（契約締結前において、発注等を完成させた経費については、委託費の対象とはなりません）。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので御了承ください。
- なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

11. 経費の計上

(1) 経費の区分

- 本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
海外ジョブフェア開催費	交通費、日当、宿泊費、会場費、資料・リーフレット等作成費、翻訳費、海外保険料、その他諸経費 等
説明会費	交通費、日当、宿泊費、会場費、資料・リーフレット等作成費、翻訳費、海外保険料、その他諸経費 等
III. 再委託・外注費	事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない）するために必要な経費
IV. 一般管理費	事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払

	を認められる間接経費。 具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。(これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること。)
V. 消費税	消費税及び地方消費税として、小計×10%(小数点以下切捨て)で計算。 ※消費税及び地方消費税にかかる免税事業者にあつては、課税売り上げにかかる消費税及び地方消費税については、計上することができない。

※「Ⅱ事業費のうち資料・リーフレット等作成費、翻訳費、その他諸経費など他の事業者より特定の役務を提供してもらう費用(請負その他委託の形式を問わない。)+Ⅲ再委託・外注費」の合計(税込み金額)は原則として総額(税込み金額)の1/2を超えないようにしてください。

※一般管理費の算定は「Ⅰ. 人件費」と「Ⅱ. 事業費」の合計に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費は原則として10%を上限とします。

(2) 直接経費として計上できない経費

- 建物等施設に関する経費
- 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- その他事業に関係のない経費

12. その他

(1) 消費税について

- ・ 契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行います。

13. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
 経済産業省 貿易経済協力局 技術・人材協力課
 担当：中山、涌浦
 E-mail : bz1-tech-co-op@meti.go.jp

※お問い合わせは、電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、件名（題名）を必ず「★重要★令和4年度「新興国市場開拓等事業委託費（高度外国人材と日本企業・日系企業とのマッチング強化事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上